

「休業手当を受給」3割

パート女性 周知不足で?

新型コロナウイルスの影響で休業を経験したパートやアルバイトで働く女性のうち、休業手当を受け取れたのは30・9%にどまる

ことが、野村総合研究所の調査で分かった。正社員の62・8%と比べると半分で

契約・派遣社員の49・6%よりも約20㌽低い。労働基準法では正規、非正規を問わず休業手当の支払いを企業に義務付けており、不払いが広がる実態が明らかになつた。

新型コロナによる休業では、国が休業手当の一部を補償する雇用調整助成金や中小企業で働く人向けの休業支援金・給付金があるが、経営者や従業員への周知、利用が不十分な可能性がある。

パート・アルバイト女性への支払い状況を業種別に

休業手当を受け取った女性の割合



見ると、製造業が57・1%だったのに対し、卸売・小売業は22・2%、宿泊・飲食業は33・6%と、女性が多く働く業種で低かった。

調査した武田佳奈上級コンサルタントは、シフト制などでは「休業」の定義がはつきりせず、国の支援制度も知られていないと指摘。「感染が再び拡大する中、政府は専用の相談窓口の設置や各種支援制度の周知を強める必要がある」と話す。

調査は昨年10月、インターネットで実施し女性約1

500人から回答を得た。女性の置かれた状況を調べる目的のため、非正規の男性は対象としていない。